

○総務省令第八十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月九日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項第二号を次のように改める。

二 電気使用者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。）の引込口における分電盤から負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。）

(2) (1)以外のもの

第四十五条の三第一項中「高周波利用設備の設置者」を「法第百条第一項の規定による許可を受けた者」に改め、同項第二号中「同規則」を「免許規則」に改める。

第四十六条第一項中「第四十四条第一項第二号及び第二項」を「第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)」に改め、第一号から第五号までを次のように改める。

一 搬送式インターホン

- (1) 型式名
 - (2) 接続図
 - (3) 外観（図面及び写真で示すものとする。）
 - (4) 通信路数及び伝送の型式
 - (5) 搬送波出力の定格値及び測定値
 - (6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
 - (一) 搬送波の周波数
 - (二) 漏えい電界強度
 - (三) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度
- 二 一般搬送式デジタル伝送装置
- (1) 前号の(1)から(3)までに掲げる事項

(2) 搬送波の変調方式

(3) 搬送波出力又は一〇kHzの帯域幅における搬送波出力（以下「一〇kHz幅の搬送波出力」という。）の定格値及び測定値

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 前号の(6)の(二)及び(三)に掲げる事項

(二) 搬送波の周波数（搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲（以下「拡散範囲」という。）とする。）

三 特別搬送式デジタル伝送装置

(1) 第一号の(1)から(3)まで並びに前号の(2)及び(3)に掲げる事項

(2) 高周波電流の送信に関する機能

(3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 第一号の(6)の(二)及び(三)並びに前号の(4)の(二)に掲げる事項

(二) 最大送信時間

四 広帯域電力線搬送通信設備

(1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

(2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 第二号の(4)の(二)に掲げる事項

(二) 伝導妨害波の電流及び電圧

(三) 放射妨害波の電界強度

(3) 屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、その旨

五 誘導式読み書き通信設備

(1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

(2) 電波の強度に対する安全施設の状況

(3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 第一号の(6)の(一)及び(二)に掲げる事項

(二) 高調波及び低調波による高周波出力

第四十六条第一項第六号の(3)中「発信」を「発振」に改める。

第四十六条の二第一項第一号から第五号までを次のように改める。

一 搬送式インターホン

(1) 単一通信路であること。

(2) 伝送の型式が電話（連絡設定を確保するための信号を含む。）であること。

(3) 搬送波出力の定格値が五〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の

最大値が定格値の一〇パーセントを超えないこと。

(4) 搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。

(5) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度が搬送波出力より四〇デシベル以上低いこと。

(6) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数において毎メートル三〇〇マイクロボルト

(二) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(7) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

二 一般搬送式デジタル伝送装置

(1) 搬送波出力は、次のとおりであること。

(一) 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇kHz幅の搬送波出力の定格値が一

〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇kHzから二〇〇kHzまでのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における一〇kHz幅の搬送波出力の最大値が定格値の一〇パーセ

- ントを超えないこと。
- (二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
- (2) 搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
- (3) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度は、次のとおりであること。
- (一) 搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、スプリアス発射の強度が搬送波出力より四三デシベル以上低いこと。
- (二) (一)に規定する搬送波の変調方式以外の変調方式のものは、その設備の出力端子に誘起する高周波電圧（総務大臣が別に告示する測定器によつて測定したものに限る。）が、次に掲げる値以下であること。
- ア 四五〇kHzを超え五MHz以下の周波数において五六デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
- イ 五MHzを超え三〇MHz以下の周波数において六〇デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

(4) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト（搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、三〇〇マイクロボルト）

(二) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(5) 前号の(7)に掲げる条件

三 特別搬送式デジタル伝送装置

(1) 搬送波出力は、次のとおりであること。

(一) 前号の(1)の(一)に掲げる条件

(二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下（搬送波の周波数が一一五kHz又は一三二kHzであり、搬送波の変調方式が位相変調のものは、三五〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(2) 最大送信時間が〇・七秒以下であること。

(3) 次に掲げる高周波電流の送信に関する機能を備えていること。

(一) 送信を行う場合は、二五ミリ秒の間に高周波電流を受信しなかったことを確認した後に
行うこと。ただし、応答信号を送信する場合又は自動再送信（応答がない相手に対し、引
き続いて繰り返し自動的に行う送信をいう。以下同じ。）を行う場合は、この限りでない。

(二) 自動再送信を行う場合にあつては、その回数は七回以内であること。

(4) 第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件

四 広帯域電力線搬送通信設備

(1) 搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、(三)の規定は、適用しない。

(一) 通信状態における電力線への伝導妨害波の電流

周波数帯	準尖頭値	平均値
	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	三六デシベルから二六デシベルまで ※	二六デシベルから一六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上二MHz以下	二六デシベル	一六デシベル
二MHzを超え一五MHz未満	二〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、三〇デシベル）	一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、二〇デシベル）
一五MHz以上三〇MHz以下	一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、二〇デシベル）	〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、一〇デシベル）

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル

五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル
----------------	--------	--------

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※	三〇デシベルから二〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル	
一三三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- (4) 第一号の(7)に掲げる条件
- (5) 屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、筐体の見やすい箇所、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

五 誘導式読み書き通信設備

- (1) 搬送波の周波数が一三・五六MHzであること。
- (2) 搬送波の周波数の許容偏差は、百万分の五〇以内であること。
- (3) 漏えい電界強度が当該設備から一〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
 - (一) 一三・五五三MHz以上一三・五六七MHz以下の周波数において毎メートル四七・五四四ミリボルト
 - (二) 一三・四一MHz以上一三・五五三MHz未満又は一三・五六七MHzを超え一三・七一MHz以下の周波数において毎メートル一〇六一ミリボルト
 - (三) 一三・一一MHz以上一三・四一MHz未満又は一三・七一MHzを超え一四・〇一MHz以下の周波数において毎メートル三一六マイクロボルト
 - (四) (一)から(三)までに掲げる周波数以外の周波数（高調波及び低調波に係るものを除く。）において毎メートル一五〇マイクロボルト
- (4) 高調波又は低調波による高周波出力は、五〇マイクロワット以下であること。

(5) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される六分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。

(一) 電界強度が毎メートル六〇・七七ボルト

(二) 磁界強度が毎メートル〇・一六アンペア

(6) 第一号の(7)に掲げる条件

第四十六条の二第一項第六号の(4)、第七号の(3)及び第八号の(6)中「第一号の(6)」を「第一号の(7)」に改める。

第四十六条の三第一項第一号から第五号までを次のように改める。

一 搬送式インターホン及び一般搬送式デジタル伝送装置

(1) 接続図

(2) 外観

(3) 漏えい電界強度の設計値

(4) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度の設計値

二 特別搬送式デジタル伝送装置

(1) 前号の(1)から(4)までに掲げる事項

(2) 高周波電流の送信に関する機能

(3) 最大送信時間の設計値

三 広帯域電力線搬送通信設備

(1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

(2) 搬送波の周波数（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲とする。）の設計値

(3) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の設計値

四 誘導式読み書き通信設備

(1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

(2) 電波の強度に対する安全施設の状況

(3) 高調波及び低調波による高周波出力の設計値

五 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1) 第一号の(1)に掲げる事項

(2) 外観及び構造

(3) 発振の方式

(4) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を除く。）

- (5) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値
 - (6) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値
- 第四十六条の三第一項第六号の(1)中「前号の(2)、(3)及び(6)」を「前号の(2)、(3)及び(5)」に改める。

第四十六条の六中「前五条」を「第四十六条から前条まで」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六号の第3を次のように改める。

第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

高周波利用設備 申請書 届 書 (注1)の添付書類 (設備分) (注2)				※整理 番号	
(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号	

長

1	工事設計	(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流	(7) 電力線への伝導妨害波の電圧
		(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9) 放射妨害波の電界強度	(10) その他の工事設計
2 参考事項				
ふりがな				
3 氏名又は名称				
ふりがな				

辺

4	住所		
	ふりがな		
5	設置場所		
6	許可の番号	7 許可の年月日	
※	備考		

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 不要の文字は抹消すること。
- 2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
- 3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 4 1の(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。

- 5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲）を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。
- 6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。
 - (1) 1の(5)の欄は、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は「屋内広帯域」と、それ以外の場合は「一般広帯域」と記載すること。
 - (2) 1の(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (3) 1の(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (4) 1の(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

- (5) 1の(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (6) (2)から(5)までの記載に当たっては、設備規則第60条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
- 7 1の(10)の欄は、1の(1)から(9)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
- 8 2の欄は、第26条第3項（第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。
- 9 3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、ふりがなを付けること。
- 10 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
- 11 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。
- 12 6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。

13 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の(1)から(9)までに変更があつた場合は、1の(10)の欄も記載すること。）。

14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

15 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。
(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「又は屋内」を「の周波数又は同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側」に改め、同条第二項中「二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用する電力線搬送通信設備」を「広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）」に改める。

第六十条第二号中「二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用するもの」を「広帯域電力線搬送通信設備」に改め、(1)を次のように改める。

(1) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されて

(一) いる場合は、(三)の規定は、適用しない。
 通信状態における電力線への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	三六デシベルから二六デシベルまで ※	二六デシベルから一六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上二MHz以下	二六デシベル	一六デシベル
二MHzを超え一五MHz未満	二〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第二項第二号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、三〇デシベル）	一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、二〇デシベル）
一五MHz以上三〇MHz以下	一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつ	〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつて

ては、二〇デシベル）
は、一〇デシベル）

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※	三〇デシベルから二〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四) 放射妨害波の電界強度

周波数帯		許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下		三〇デシベル
一三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下		三七デシベル

第六十二条中「第六十条第二号の規定の適用を受けるものを除く。第六十三条において同じ」を「広帯域電力線搬送通信設備を除く」に改める。

第六十三条中「電力線搬送通信設備」の下に「（広帯域電力線搬送通信設備を除く。）」を加え、同条第二号中「少い」を「少ない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備

に係る法第百条第一項の許可並びに施行規則第四十四条第一項第一号の(1)の指定及び施行規則第四十六条の三第一項の承認は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の施行規則、免許規則及び設備規則の規定の例により行うことができる。

3 この省令による改正前の施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る施行規則第四十四条第一項第一号の(1)の指定は、この省令の施行前に製造された当該指定に係る広帯域電力線搬送通信設備に限り、なお効力を有する。

4 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の免許規則別表第六号の第3の様式によりされている高周波利用設備の設置許可の申請の取扱いについては、この省令による改正後の免許規則別表第六号の第3で定める様式にかかわらず、なお従前の例による。